

誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託仕様書

1 業務名

誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託

2 目的

三重県では、県民の健康寿命の延伸、心身の健康感の向上をめざし、「食塩の過剰摂取」、「野菜・果物の摂取不足」、「肥満・やせ」を優先して取り組むべき栄養課題として捉え、産学官等が連携・協働して、誰もが自然に健康になれる食環境づくり※に取り組む。

具体的には、産学官等で構成される会議体「三重とこわか食環境イニシアチブ」（以下、「本イニシアチブ」という。）において、健康に関心の薄い人を含めた全ての県民が、栄養面に配慮した食品を選択しやすくなり、日常の食生活が改善されるような食環境づくりの取組を推進することにより、県民の健康保持・増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現をめざす。

本事業は、本イニシアチブにおける、誰もが自然に健康になれる食環境づくりの取組の効果的な展開、産学官等の連携の推進等を図ることを目的とする。

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことを指す。

3 事業の概要

受託者は、本イニシアチブ参画事業者の取組に対し、本イニシアチブとして効果的な支援を行うための助言、提案のほか、参画事業者等と連携した消費者への効果的な普及啓発イベントの実施、産学官等の関係者を対象とした交流会の開催等の業務を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

（1）アクションプラン推進部会に対する助言・提案

本イニシアチブでは、参画事業者に対し、より実効性のあるアクションプラン※の設定及び効果的なPDCAの実施等を推進するため、学識経験者や職能団体等で構成されるアクションプラン推進部会を設置する。この

アクションプラン推進部会の効果的な運営方法や事業者支援の手法等について、国や他の自治体等における事例をふまえた提案を行うとともに、第1回目の部会において、必要なサポートを行うこと。

※アクションプランとは、本イニシアチブに参画する事業者が設定する、県の栄養課題の解決に向けた独自の取組計画のこと。年に1回の見直しが可。

(2) 消費者向けの普及啓発イベントの開催

本イニシアチブ参画事業者等と連携し、三重県民の健康・栄養の課題等の認知度の向上を図り、栄養面に配慮した食品の選択や食生活の改善を促進するようなイベントを企画・開催する。

- ア 回数 1回(11月～12月頃)
- イ 方法 三重県内における対面イベント
- ウ 留意点 健康に関心の薄い人にもアプローチできるような企画となるよう工夫すること。

(3) 本イニシアチブ関係者交流会の開催

本イニシアチブ関係者同士の連携強化、新たな事業者の参画促進を図ることを目的とした交流会を企画・開催する。

- ア 回数 1回(2月～3月頃)
- イ 方法 三重県内で対面開催(オンラインの併用可)
- ウ 留意点 参画事業者等による好事例の紹介や、有識者等によるセミナーのほか、事業者同士の情報交換の場や、学術関係者や行政等との相談ブースを設定すること等により、参画事業者の増加を図り、また、事業者の主体的な取組みの促進につながる企画とすること。

6 業務の進捗管理

(1) 実施計画書の作成

次頁に示す「本イニシアチブのR7年度活動スケジュール(案)」を参考に、本事業の実施計画書を作成し、県の確認を受けること。

(2) 事業打合せ会議

三重県医療保健部健康推進課と受託者において、本事業に関する打合せ会議を定期的に行うものとする。

- ア 回数 月1回以上

イ 方 法 対面またはオンライン

(参考) 本イニシアチブのR 7年度活動スケジュール (案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イニシアチブ参画事業者の募集		1回目 ×切				2回目 ×切			
アクションプラン推進部会（参画事業者支援）	<u>本イニシアチブの参画事業者支援への助言・提案</u>		<u>1回目</u>				2回目		
運営委員会			1回目				2回目		
参画事業者交流会			1回目				2回目		
<u>消費者向けの普及啓発イベント</u>					<u>イベント開催</u>				
<u>本イニシアチブ関係者交流会</u>								<u>セミナー等を含めた関係者交流会の開催</u>	

* イニシアチブ参画事業者の募集は令和7年4月から開始している。

* 着色・下線部分が本事業による委託箇所

7 実績報告

業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、以下の資料一式を電子データにて提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

8 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等の不当介入を受けたことにより工程、納

期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が（２）または（３）の義務を怠ったときは、三重県の締結する 物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

9 個人情報の取扱いについて

受託者は業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守するものとする

10 その他留意事項

- （１）委託者との連絡を密に行い、誠意をもって業務を円滑に遂行すること。
- （２）業務の実施にあたっては、関係する諸法令・規則を遵守すること。
- （３）国や都道府県等における同様の事業に関する豊富な知識・経験を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- （４）全体を通じ、仕様書に記載されている内容以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- （５）業務に遅延が生じないよう的確に進行管理すること。
- （６）受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- （７）見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。